

貯蔵継続/処分方法と 風評被害への対応について

令和元年9月27日
多核種除去設備等処理水の取扱いに
関する小委員会 事務局

貯蔵継続/処分方法と風評影響について

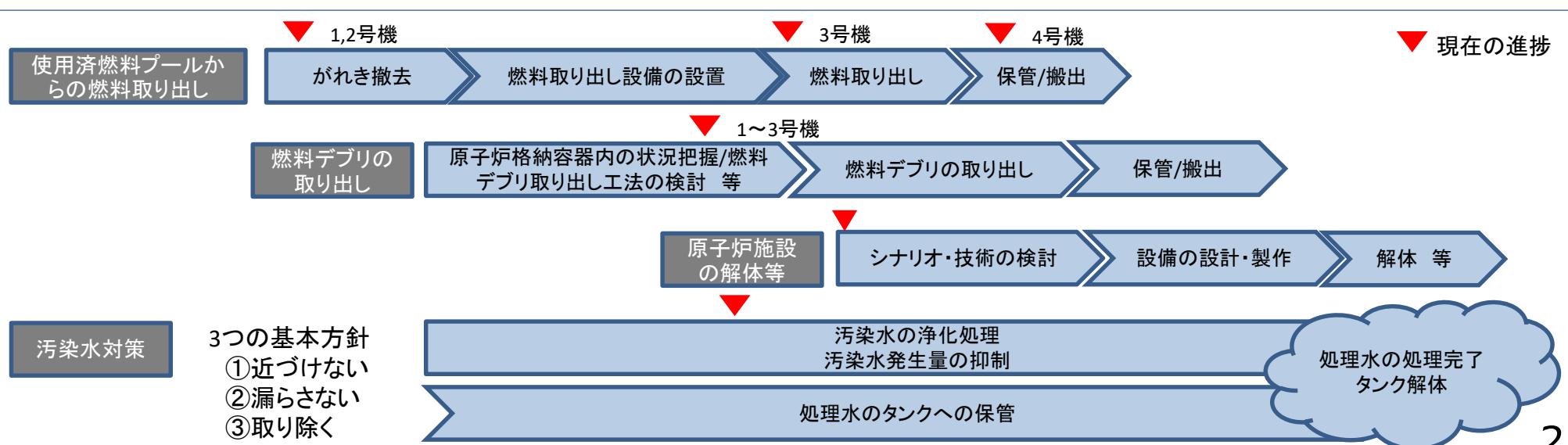
<前回の小委員会でいただいた貯蔵継続や処分方法に係る御意見>

- 福島の復興を進めるために、福島第一原発の廃炉を進めることを考えて A L P S 処理水の取扱いを決めることが重要。
- 廃炉を進めるために地元の生活を犠牲にするのは論理が破たんしている。
- 貯蔵継続を選択肢に入れるときには、その後に残ったトリチウムをどうするのか、セットにして考えなければならない。
- 汚染水の発生量が直ちに激減することは考えにくいことを考えると、永久に貯蔵し続けることは不合理である。
- 貯蔵している間の自然災害対策も考える必要があり、腐食や操作ミスによる漏えいのリスクを抱え続けることになる。
- 仮に中間的な貯蔵を行うのであれば、一定の条件を満たすまで貯蔵するという形で、具体的な要件を詰めることが必要ではないか。
- 風評に影響を与えるから貯蔵しているのであれば、風評に大きな影響を与えないレベルになるまで貯蔵を継続すべきではないか。
- トリチウム水タスクフォース、小委員会においてここまで議論を積み重ねてきた。5つの処分方法について、過去の実績等を鑑みて絞り込んでいかないと、小委員会の結論が出ないのでないか。

前回の議論振り返りと今後の議論の進め方①

【福島の復興と廃炉作業】

- 東京電力福島第一原発の廃炉とは、原子炉建屋から使用済燃料や溶けて固まった燃料(燃料デブリ)を取り出すことなどにより、放射性物質によるリスクから人と環境を守るための継続的なリスク低減活動である。
- 福島復興の貫徹と廃炉作業、汚染水処理は対立概念ではなく、廃炉は福島復興の前提条件。一方で、廃炉を急ぐために、復興をないがしろにすることがあるってはならない。
- いずれの処分方法も、生活圏への科学的な影響を生じないことを前提として検討されていることを踏まえれば、廃止措置が終了する際には、処理水についても、何らかの処分を終えていることが必要。
- 復興を進めながら廃炉を進捗させていくためには、風評への影響をどう捉えるかが大きな論点ではないか。



前回の議論振り返りと今後の議論の進め方②

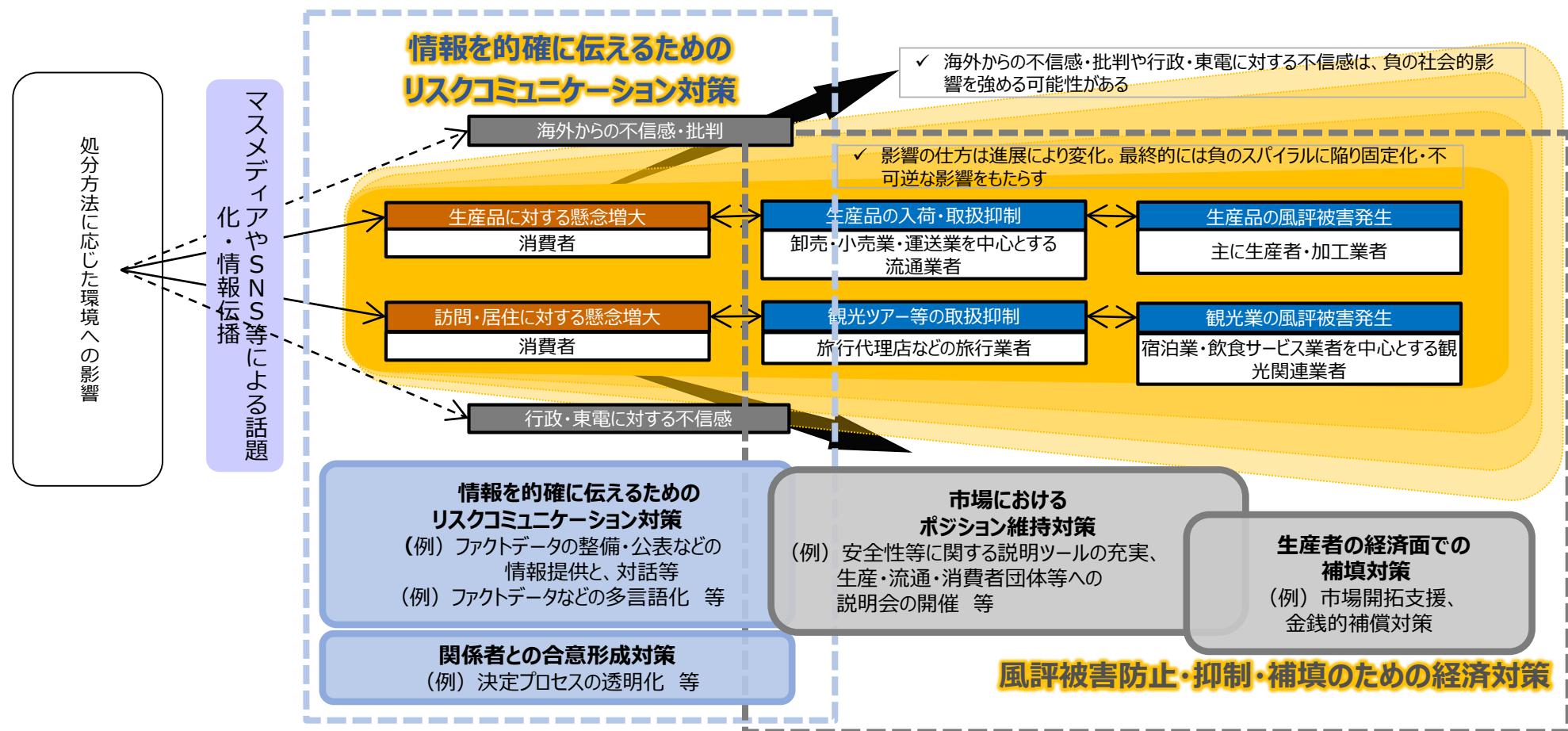
【貯蔵継続、処分方法と風評影響の関係】

- どのような処分方法でも、程度や発生時期の差はあるが、風評への影響を生じうる可能性がある。
- また、貯蔵を継続するとした場合でも、いざなは処分を実施することになり、その際に風評への影響を生じうる可能性がある。
- **貯蔵を継続する中でも、また、処分を行う際にも、風評への影響を最小限度に抑える対応策を検討することが必要。**
- 貯蔵を継続している間の風評影響については、よい面のみならず負の影響も考えられることから、その影響を緩和するための工夫を検討すべき。
 - 処分の際の風評の影響は、処分を遅らせれば遅らせるほど、軽減できる可能性あり。
 - 一方で、貯蔵している間の自然災害や、腐食や操作ミスによる漏えいのリスクを抱え続けることも考慮する必要あり。
 - また、廃炉の一環である処理水の処分が進まないことで、廃炉が進んでいない、遅れているという印象を与えうることから、既存の風評被害払拭の障壁となりうる可能性あり。
 - ✓ 溶接型のタンクで、多重の漏洩防止策を講じながら保管されていることを周知すべき。
- 処分による風評被害について、その影響を緩和するために、処分方法の工夫を検討すべき。
 - ✓ 処分の濃度、処分量、処分のタイミング、期間など
 - ✓ 具体的な処分方法での工夫（資料4で詳細説明）

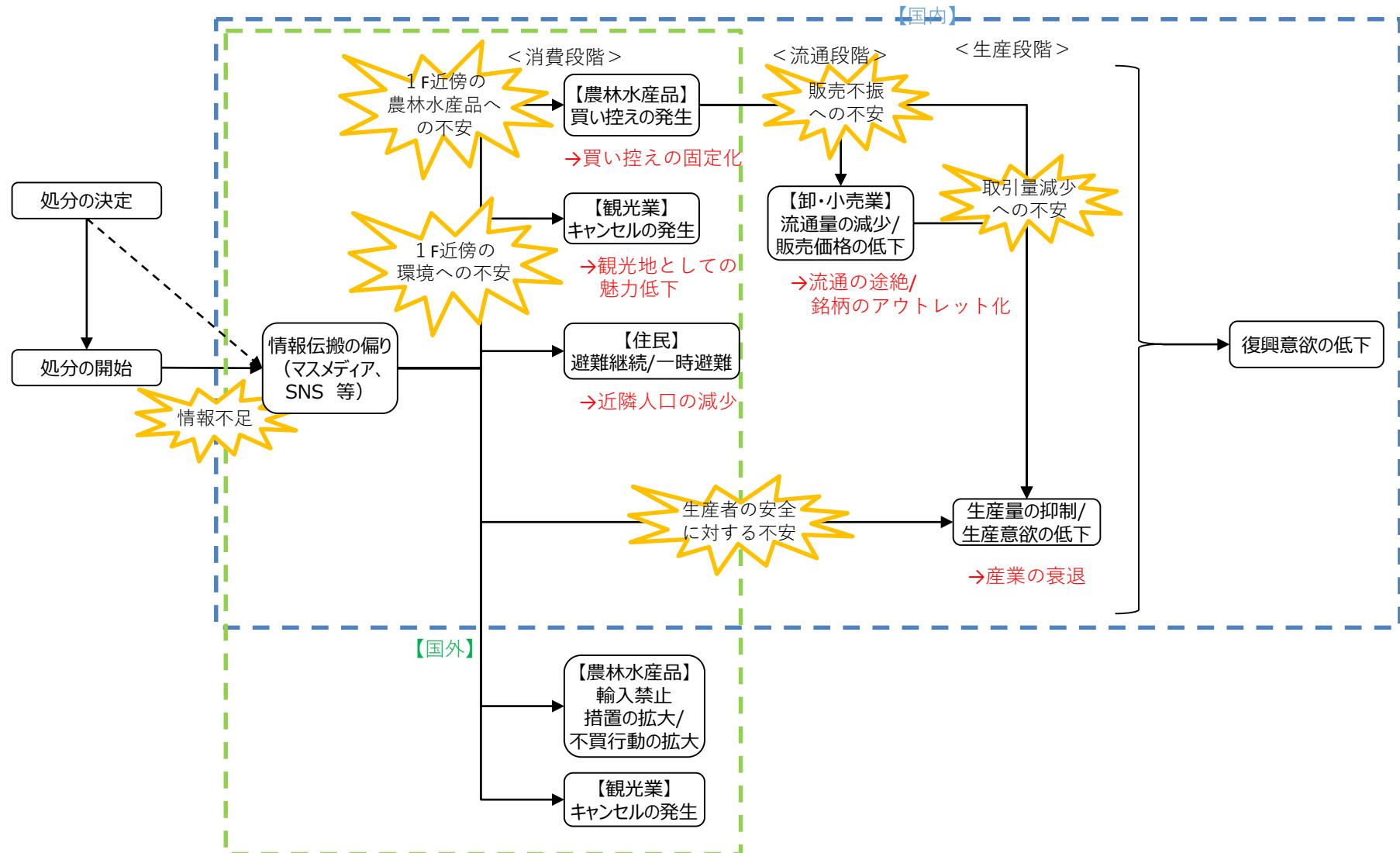
風評被害への対策について（これまでの検討状況）

- 風評被害については、これまで、以下の観点から検討を実施。

- ✓ 風評被害は発生するということを前提に、対策を講じるべき。
- ✓ リスクコミュニケーションと経済的な対策を区別して考える必要あり。



- ・ 処分に伴う様々な不安が風評被害を誘発する可能性がある。
- ・ 風評被害の発生メカニズムを分析し、それぞれの階層ごとに適切な対策の検討が必要。



風評被害対策案の検討について

- ALPS処理水の取扱いの方法別に社会的影響の大小を議論することは難しいが、その特徴から、概ね3つの分類に分けられると考えられる。
- 風評被害対策は、(1)長期の貯蔵継続を決定した場合の対策、(2)-1処分実施前の対策、(2)-2処分実施直後の対策、(3)貯蔵継続や処分開始から時間が経ち影響が長期化した際の対策が考えられるが、(3)長期化した際の対策は、既存の風評被害への対策と同じになると考えられることから、特に、貯蔵を継続した場合の対策、処分の実施前後の対策を検討する必要がある。
 - 貯蔵継続を決定した場合は、長期にわたる貯蔵の確実性を周知するなどの対策が考えられないか。
 - 処分実施前後の対策を検討する場合は、処分による生活圏への影響がないことなど、安全性を周知する対策が考えられないか。その他の有効な対策はどういったものがあるか。

表 各方法の社会的影響の特徴（第8回小委員会資料より、一部追記）

取扱いの方法	地層注入・地下埋設(地下水経由)/貯蔵継続	海洋放出(海水経由)	水蒸気放出・水素放出(大気経由)
社会的影響を直接与える地域	福島第一原発近郊	周辺海域	周辺地域全体
社会的影響を直接与える対象	農林水産品・観光/観光・投資	水産品・観光	全產品・観光

風評被害対策案（素案）について

- ①具体的な懸念を抱いている層に時間をかけて情報提供し丁寧に説明（主要関係者、地元）
- ②漠然とした不安を抱いている方々は流通・消費されている実績を見せて不安を払しょく
- ③流通構造・市場構造を変化させない、棚に商品を並べ続けるための対策（流通関係者への働きかけ）
- ④商品の競争力を強化するための対策（新商品開発（加工含む）、新規販路開拓等）
- ⑤輸出への影響も考慮し、①～④の対策については、海外向けにも実施

・例えば、地元で丁寧な説明会 → マスコミを通じて全国に発信
流通関係者への説明会 → 棚に商品を並べ続ける

・いずれの処分方法となろうとも、政府方針の決定から処分の実施までには一定の準備期間（少なくとも1～2年）は必要であり、その間に徹底して対策を実施が必要。

説明・公聴会における合意形成のあり方に関する主なご意見

第10回多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会資料より

- 国民への丁寧な情報発信が必要
- そのため、説明会等を実施することが必要 等

- 仮に、海洋放出や大気放出等、住民の生活環境への放出がなされる場合には、総理大臣など国の責任者による全国民及び全世界への丁寧な説明、発信が必須。
- 汚染水が廃棄される場所に選定された自治体、近隣自治体に住む国民の意見を聞くべきであり、国や東電が決めるべきではない。
- 海洋放出以外の4つの手法や保管案について、どのような検討、意見交換が行われたのか、広く議論すべき。
- 意見表明者の意見・懸念のベースになっているエビデンスと小委員会が提示しているエビデンスに食い違いがあり、その違いがどこにあるのか、整理結果を広く共有することが、今後の検討の第一歩となる。
- 開催回数3回は少なく、10回以上は開催すべき。また、一般の方が参加しやすい休日を選ぶべき。
- 公聴会には一般層の参加者が少なく、特定の関心傾向の方が多く見られた。より広い層、現実的に利害が発生する層からの意見の吸い上げができるよう工夫すべき。
- 漁連や流通・小売、市場関係者、また沿岸の産業に携わる人、関係自治体を含めた、福島県外の関係者を含めた恒常的な委員会を設置し、課題や方向性を討議する場を設けてもいいのでは。
- 富岡会場では、他の地域の人たち、特に首都圏の人々に他人事としてではなく、「自分ごと」として考えてほしいという要望が特徴的だった
- 漁業等、影響を受ける沿岸産業の将来像を含めて議論していく必要がある。
- 汚染水を海洋放出の時には、近隣国の承諾を得るのか。国際的なコンセンサスが必要。
- 情報は積極的にすべてを公開すべき。

合意形成の在り方の検討について

＜前回いただいた御意見＞

- (小委員会後のプロセスについて) 地元を重要視するのはもちろんが、説明・公聴会でも国民的議論が必要という意見が出ており、もう少し広く意見を集めて処分方法を検討したほうがよいのではないか。
- 全国的な風評対策については、各省が連携して取り組んでいると聞いている。小委員会ではできるだけ地元の声を大事にしながら議論していくことが重要。



＜ステークホルダーの関与の方向性案＞

- 「基本的な方針の決定」は政府の責任。
- 本小委員会において、説明・公聴会を開催し様々な方の御意見を聞きながら議論を行っているが、政府の意思決定に当たっては、有識者の議論の場である本小委員会の提言に加えて、地元を始めとした幅広い関係者との調整も踏まえ、透明性のあるプロセスで決定を行うべき。
- このように、方針の決定に当たって国民理解の醸成を意識しつつ進める必要があるが、方針の決定後も、国民理解の醸成に向けて、透明性のある情報発信や双方向のコミュニケーションに長期的に取り組むべき。

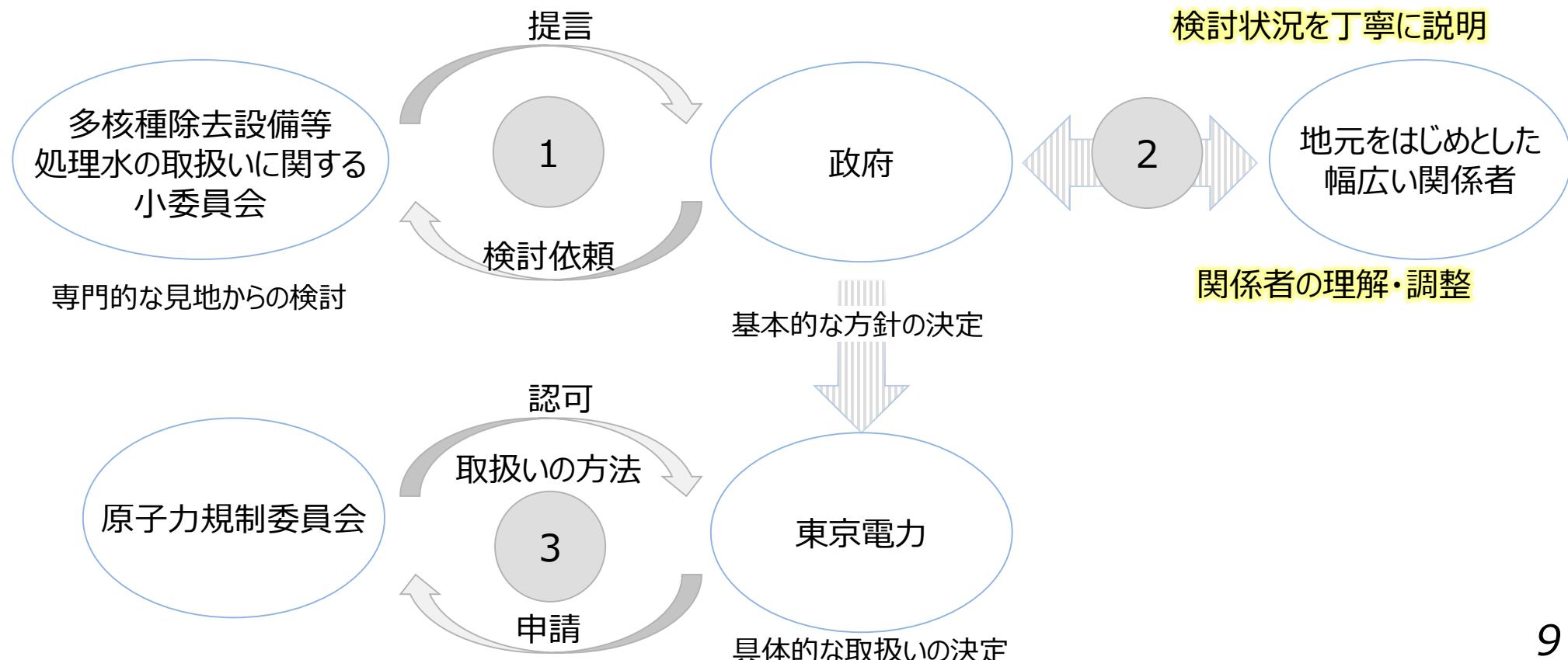
＜参考＞第4回IAEAレビューミッション 最終報告書 抜粋（2018年11月実施、2019年1月報告書公表）

「IAEA調査団は、必要に応じてさらに処理した後のトリチウムおよびその他の放射性核種を含む貯蔵中のALPS処理水の処分方法を堅実に決定すべきであり、廃炉活動の持続可能性と、他のリスク低減対策の安全で効果的な実施を確実にするためにも、全ての関係者の関与を得ながら実施されるべきであると考える。」

多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会について

第10回多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会資料より(一部修正)

- ・ 小委員会の役割は、風評被害などの社会的な観点も含めた総合的な検討及び政府への提言のとりまとめ。
- ・ 小委員会での提言のとりまとめ後に、地元をはじめとした幅広い関係者の理解・調整も踏まえて、政府としての方針を決定する予定。



ステークホルダーの関与の方向性について

- ステークホルダーの関与の方向性について、直接の関係者、情報不足により不安を覚えうる方々の双方について検討すべきではないか。

【今後検討が必要な論点について】

- 関係者（地元中心に、現実的に利害が発生しうる方々）からの意見伺いと決定事項の説明
 - 関係者から御意見を伺うべきとの意見あり。また、事前・事後の丁寧な説明も必要。
 - 意見をお伺いする時期は方針決定前、説明は方針決定前～方針決定後か。
- 情報不足等により不安を覚えうる方々（広く国民全般）への情報発信と周知徹底
 - 情報の発信し、広く国民の皆様にお届けすることが必要。誰にどういった情報を発信し情報を届けていくことが必要か。
 - 国の責任者からの丁寧な情報発信、積極的な情報公開が必要。
 - 国内のみならず国外への丁寧な情報発信が必要。
 - 説明を行うにあたっての留意点（例 より広い層の方が参加しやすいような形での実施、疑問を解決しやすいよう双向型での実施 等）